

# 新BIS規制が

# 金融界、監督当局に突きつける課題

## 公共債のリスクウェイト問題は解決していない

民主党政調副会長  
参議院議員

大塚 耕平

国際決済銀行（BIS）の「バーゼル銀行監督委員会」（メンバーは日米欧など一三方国の銀行監督当局）が新しいBIS規制（自己資本比率規制）の内容に合意し、六月末に最終案が公表された。新規制の一部は〇六年末に適用開始となり、〇七年末に完全適用される。九六年にも一部が変更されたが、抜本的改正は今回が初めてである。見直しの成否の判断基準は、新規制が各国金融システムの安定化、健全化に寄与できるか否かである。本稿では、そうした視点から新規制の内容を検証してみたい。



### 分母の計算式を変更

BIS規制導入当時（八八年）は、邦銀勢が海外市場に急拡大していた時期である。BIS規制は、過少資本の邦銀勢の過度な業務拡大の抑止を企図した「日本バッシング」だったと

いわれている。

しかし、その後の日本におけるバブル経済の崩壊、不良債権問題の長期化、あるいは冷戦終結に伴う国際経済競争の構造変化等を通して、BIS規制の意義も大きく変化しつつある。そうした変化に合わせた見直し

し作業は、足かけ七年にわたった。関係各国の利害が絡むだけに、途中で交渉が暗礁に乗り上げたり、新規制の適用開始時期が延期になるなど、紆余曲折の末に収束した。関係者の尽力に敬意を表したい。

今回の見直しでは、所要の自

己資本比率水準（八％）を変えず、自己資本比率の分母の計算方式だけを変更した（別図）。

大きな変更点は、①不良債権の処理状況を反映させる内容となったこと（第1表）、②正常債権にもカテゴリー別のリスクウェイトを導入すること（第2